

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

◇公告 昭和三十八年度の建築大工、洋服工及びプロック建築工二級技能検定試験公告

## 公 告

職業訓練法(昭和33年法律第133号)第25条及び職業訓練法施行令(昭和33年政令第199号)第2条の規定により、昭和38年度の建築大工、洋服工及びプロック建築工の2級の技能検定の試験を次のとおり実施する。

昭和38年9月2日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 1 試験の区分及び試験科目

試験は、検定職種ごとに第1次試験及び第2次試験に分け、それぞれ次の試験科目について行なう。

検定職種	試 験 科 目	
	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
建築大工	1 実 技 技 能 要 素 2 学 科 (1) 建築構法 (2) 建築矩形 (3) 建築材料 (4) 建築材料 (5) 建築材料 (6) 建築材料 (7) 建築材料	実 技 大 工 作 業
洋服工	1 実 技 技 能 要 素 2 学 科 (1) 洋服製作法	実 技 洋 服 製 作 作 業

料 料 料	(2) 材 (3) 被 服 一 般 (4) 服装美学一般 (5) 安全作業法	
1 実 技 技 能 要 素	2 学 科 (1) 施 工 (2) 材 料 (3) 建 築 構 造 (4) 製 図 (5) 仕 様 及 び 積 算 (6) 関 係 法 規 (7) 安 全 作 業 法	実 技 補強コンクリート 工事作業

2 試験の実施期日

検定職種	試験の区分	試験の実施期日
洋服工 ブロック 建築	第1次試験	昭和38年11月10日(日)
	第2次試験	昭和39年1月12日(日)から 昭和39年2月29日(土)まで の間に、 <small>日</small> について指定する日
建築大工	第1次試験	昭和38年11月17日(日)
	第2次試験	昭和39年1月12日(日)から 昭和39年2月29日(土)まで の間に、 <small>日</small> について指定する日

3 試験の実施場所

検定職種	試験の区分及び試験の実施場所
洋服工	第1次試験 鳥取市、米子市
ブロック 建築	第2次試験 鳥取市、米子市
建築大工	第1次試験 鳥取市、倉吉市、米子市
	第2次試験 鳥取市、倉吉市、米子市

4 受験資格

- (1) 男女を問わず、次のイ、ロ、ハ、ニ又はへのいずれかに該当する者は、第1次試験を受けることができる。
- イ 公共職業訓練又は認定職業訓練(旧職業補導又は旧技能者養成等を含む。)修了者で次に掲げるもの。
    - (1) 検定職種に関し、基礎的な技能に関する公共職業訓練であつて訓練期間及び訓練時間の基準がそれぞれ1年及び1,800時間であるものを修了した者で、その後4年以上の実務の経験を有するもの
    - (2) 検定職種に関し、旧公共職業補導所における職業補導であつて訓練期間の基準が1年であるものを修了した者で、その後4年以上の実務の経験を有するもの
    - (3) 検定職種に関し、訓練期間の基準が3年以上である認定職業訓練を修了した者で、その後2

年以上の実務の経験を有するもの

- (2) 検定職種に関し、職業訓練法による改正前の労働基準法による技能者養成を修了した者で、その後2年以上の実務の経験を有するもの
- (3) 検定職種に関し、旧工場事業場技能者養成令(昭和14年勅令第131号)による技能者の養成を修了した者で、その後2年以上の実務の経験を有するもの
- ロ 実務経験者で次に掲げるもの
  - 検定職種に関して7年以上の実務の経験を有する者
- ハ 大学、短期大学又は旧専門学校<sub>の</sub>卒業生で次に掲げるもの
  - (1) 大学(短期大学を除き、旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)又は外国の学校で大学と同等以上と認められるものにおいて検定職種に関する学科を修めて卒業した者

(ロ) 短期大学若しくは外国の学校で短期大学と同等以上と認められるもの又は旧専門学校(明治36年勅令第61号)による専門学校において検定職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後1年以上の実務の経験を有するもの

ニ 高等学校、旧中等学校等の卒業者で次に掲げるもの

(イ) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校の専攻科において検定職種に関する学科を修めて修了した者で、その後1年以上の実務の経験を有するもの

(ロ) 学校教育法による高等学校若しくは外国の学校で高等学校と同等以上と認められるもの又は旧中等学校令(昭和18年勅令第6号)による実業学校(修業年限が5年であるもの及び修業年限が3年以上で国民学校の高等科を修了した)と又はこれと同等以上の学力を有することを入学資格とするものに限る。)において検定

職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後2年以上の実務の経験を有するもの

(イ) 学校教育法による高等学校の別科において検定職種に関する学科を修めて修了した者で、その後4年以上の実務の経験を有するもの

(ロ) 学校教育法による高等学校又は外国の学校で高等学校と同等以上と認められるものを卒業した者で、検定職種に關しその後4年以上の実務の経験を有するもの

ホ その他の者で次に掲げるもの

(イ) 学校教育法による各種学校のうち労働大臣が指定するものにおいて検定職種に関する学科を修めて卒業した者であつて、その後労働大臣が定める年数以上の実務の経験を有するもの

(ロ) 労働大臣が別に定めるところにより前各号に掲げる者と同等以上の技能を有するものと認められるもの

(2) 第2次試験は、第1次試験の合格者又は第1次試験

験の全部の免除を受けた者に限り受験することができる。

5 試験の免除

(1) 第1次試験の全部免除  
昭和37年度の2級の技能検定の第1次試験に合格した者であつて、同一検定職種について昭和38年度の2級の技能検定を受験する者は、第1次試験の全部の免除を受けることができる。

(2) 第1次試験の一部免除  
次のイ又はロのいずれかに該当する者は、第1次試験のうち学科試験の免除を受けることができる。

イ 職業訓練指導員試験に合格した者又は職業訓練指導員免許を受けた者であつて、当該免許職種に相当する検定職種の技能検定を受験するもの

ロ 建築士法(昭和25年法律第202号)による1級建築士試験若しくは2級建築士試験に合格した者又は1級建築士若しくは2級建築士の免許を受けた者であつて、検定職種建築大工の技能検定

を受験するもの

6 受験の申請等の手続

(1) 受験申請書類  
2級の技能検定を受験しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

イ 第1次試験を受験する場合

(イ) 2級技能検定第1次試験受験申請書

(ロ) 第1次試験の一部の免除を受けようとする者にあつては、当該免除を受ける資格があることを証する書面

ロ 第2次試験を受験する場合

(イ) 昭和38年度の第1次試験に合格した者  
2級技能検定第2次試験受験申請書

(ロ) 第1次試験の全部の免除を受けた者  
a 2級技能検定第2次試験受験申請書  
b 写真(名刺型、正面脱帽半身像)

(2) 第1次試験の全部免除の申請  
第1次試験の全部の免除を受けようとする者は、2

級技能検定第1次試験全部免除申請書に、昭和37年度の2級の技能検定において第1次試験に合格したことを証する書面を添えて提出しなければならない。

- (3) 受験申請書の提出先  
第1次試験及び第2次の受験申請書又は第1次試験全部免除申請書等は、鳥取市東町1丁目鳥取県商工労働部職業安定課に提出すること。

- (4) 受験申請書の受付期間

区 分	受 付 期 間
第1次試験受験申請書及び第1次試験全部免除申請書	昭和38年9月16日(月)から昭和38年11月5日(土)まで
第2次試験受験申請書	昭和38年12月26日(水)まで

- (5) 受験申請等に関する注意

- 1 受験申請書用紙及び第1次試験全部免除申請書用紙は、鳥取県商工労働部職業安定課で交付する。用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「2級

技能検定第1次試験受験申請書用紙請求」というように朱書きし、あて先を明記した返信用封筒に10円切手をはつて同封すること。  
なお、郵送による受験申請書又は第1次試験全部免除申請書は、締切日までの消印のあるもの限り受け付ける。

7 検定手数料

- (1) 手数料の額

検 定 職 種	第1次試験の手数料	第2次試験の手数料
洋 服 工	400円	1,800円
フロック建築工	400円	1,800円
建 築 大 工	400円	1,000円

- (2) 手数料の納付方法

第1次試験又は第2次試験の受験申請書の所定の欄に前表に掲げる鳥取県収入証紙をはつて納付する。その際収入証紙に消印しないこと。  
なお、申請受付後は、申請を取り消した場合又は試

験を受けなかつた場合でも手数料は返還しない。

8 合格等の通知

- (1) 第1次試験合格者に対する通知  
第1次試験合格者に対しては、昭和38年12月中旬に書面で通知する。
- (2) 第1次試験全部免除者に対する通知  
第1次試験の全部を免除する者に対しては、書面で通知する。
- (3) 技能検定合格者に対する通知  
技能検定合格者に対する合格通知は、昭和39年5月中旬に合格証明書を交付して行なう。また、鳥取県公報にも氏名を公告する。
- 9 その他  
2級の技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課に問い合わせること。